

令和3年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年10月14日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年10月14日

## 東京都教育委員会第6回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第89号議案

令和4年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

##### 第90号議案

令和4年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

##### 第91号議案

東京都公立学校長の任命について（令和3年10月16日、20日付）

##### 第92号議案から第94号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 感染症対策取組強化月間の取組について

(3) 「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	谷 理 恵 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	稻 葉 薫
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第16回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、NHKほか1社からの取材と、10名の傍聴の申込みがございました。また、NHKほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可いたします。入室してください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等による可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員をお願いを申し上げます。

## 前々回の議事録

【教育長】 9月9日の令和3年第14回定例会議事録につきましては、先日配布を

いたしまして御覧をいただいたと存じますので、よろしければ御承認頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、9月9日の令和3年第14回定例会議事録につきましては御承認を頂きました。

机上に9月24日の令和3年第15回定例会議事録が配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしく願いをいたします。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第91号議案から第94号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

### 第89号議案

令和4年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

報告事項（1）請願について

【教育長】 それでは、第89号議案「令和4年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」ですが、報告事項（1）「請願について」と関連する内容であるため、一括で説明をお願いいたします。それでは、都立学校教育部長から御説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第89号議案、令和4年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、高等学校の全日制課程についてでございますが、前回9月24日の定例会で御報告いたしました、都内公立中学校卒業者の受入分担数についての公私合意に基づきまして、全日制課程各校の具体的な募集人員を策定しております。

（1）募集概要でございますが、令和4年度に募集を行う学校数は168校で、令和

3年度と比較して2校減、学級数は1,033学級で29学級の増、募集人員につきましては4万390人で、1,140人の増となっております。

この増減につきまして、具体的な内容を御説明申し上げます。

(2)の募集停止を御覧ください。

昨年度の募集人員の御説明の際、令和4年度の募集停止予定校と御説明いたしましたとおり、都立高校改革推進計画等に基づきまして、両国高校、大泉高校、田柄高校の外国文化コース及び五日市高校のことばと情報コースについて、令和4年度に募集停止をいたします。両国高校と大泉高校の2校につきましては、高校段階での募集停止に合わせて附属中学校の募集規模を拡大することで、併設型中高一貫教育校における6年間一貫した教育をより一層推進してまいります。また、田柄高校につきましては、普通科の生徒の募集規模を拡大し、五日市高校につきましては普通科の生徒の募集を開始いたします。この4校の募集停止により、合計で10学級の減となります。

続いて2ページ目(3)募集学級の増減のア学級増を御覧ください。令和4年度は、表の一番下のところがございますが、合計32校33学級の増を行います。これらの学校につきまして、令和4年度は都内公立中学校卒業予定者数が増加することから、各校1学級又は2学級の増を行うものでございます。対象校については、過去2年間の募集人員において、学級減した学校のうち、地域バランスや区市町村別の中学生の増減数の動向、入学者選抜の状況等を考慮して対象を選出しております。

次に、募集学級の減でございますが、イ学級減のとおり、令和4年度は該当校はございません。

以上により、学級増減については合計32校で33学級の増となっております。

続いて3ページの(4)学科改編を御覧ください。

都立高校改革推進計画等に基づきまして、田柄高校、立川高校、五日市高校及び大島海洋国際高校につきまして、令和4年度に学科の改編を行います。田柄高校と五日市高校につきましては、(2)の募集停止で御説明したとおり、普通科の募集学級の増を行います。立川高校につきましては、普通科の一部を理数に関する学科に改編いたします。大島海洋国際高校につきましては、学科を国際に関する学科から水産に関する学科に改編いたします。これにより、合計で4校で6学級の増となります。この

6学級増と募集停止による10学級の減、学級増減の33学級増を合計いたしまして、全体では令和3年度に比べて29学級の増となっております。

次に、2の定時制課程でございます。

まず、(1)募集概要を御覧ください。

令和4年度に募集を行う学校数は、学年制で36校、単位制で17校の53校で、令和3年度と比較して1校の増となっております。募集人員につきましては、令和3年度に比べ、学年制で1学級30人減の1,380人、単位制では240人増の3,035人、定時制課程全体では210人増の4,415人となっております。

この増減につきまして、内容を御説明いたします。

(2)の新設を御覧ください。

令和4年度は、都立高校改革推進計画に基づき、小台橋高校を新設いたします。これにより240人の増となります。なお、学校名につきましては、令和3年第3回東京都議会定例会に付議した、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例が公布されるまでの間は仮称の扱いとなります。

次に、(3)募集学級の減を御覧ください。

入学希望者の減少により、町田高校普通科につきまして、1学級の減を行います。

次に、4ページ3 インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査及び追々検査に係る募集人員についてでございますが、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等の学校感染症に罹患した者等に該当し、受検することができなかった者に対して、追検査及び追々検査の実施をすることに伴う募集人員を定めるものでございます。募集人員につきましては、全日制課程及び定時制課程を設置する全都立高校において、一般募集の募集人員の内数として定めております。

次に、4 通信制課程でございますが、こちらは令和3年度と比較して、募集人員の変更はございません。

II 中学校及び中等教育学校でございます。

まず1の募集概要を御覧ください。令和4年度の募集学級及び募集人員は、中学校、中等教育学校を合わせまして40学級の1,600人となっております。令和4年度は、募集学級数の増がございます。具体的には5ページ「2募集人員」の増減イ学級増にご

ございますとおり、両国高等学校附属中学校及び大泉高等学校附属中学校について、それぞれ1学級の増となります。こちらは先ほど高等学校全日制課程の募集停止で御説明したとおり、併設型中高一貫教育校における6年間一貫した教育をより一層推進するために、高校段階の募集停止と併せて実施するものでございます。

最後にⅢ 令和5年度募集停止予定校についてでございます。

こちらは都立高校改革推進計画等に基づきまして、令和5年度に募集停止を予定している学校を、1年前の現在段階で明らかにするものでございます。決定は、令和4年10月頃を予定しております。白鷗高校について、附属中学校の生徒の募集規模を拡大する予定のため、令和5年度から高校段階での募集を停止する予定でございます。

第89号議案、令和4年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等についての説明は以上でございます。

続きまして、本件に関連する案件として、報告事項(1)都立高校改革推進計画に基づく、夜間定時制課程の閉課程に関する請願について御説明いたします。

報告資料1を御覧ください。

夜間定時制課程の閉課程に関する請願が1件提出されておきまして、請願者は小山台高校定時制の廃校に反対する会、立川高校定時制芙蓉会及び立川高校定時制の廃校に反対する会で、請願事項は、小山台高校定時制と立川高校定時制の閉課程を中止し、両校の存続に向けて必要な措置を取ることでございます。

夜間定時制の閉課程につきましては、平成28年2月12日の平成28年第3回教育委員会定例会において御審議をいただき、都立高校改革推進計画新実施計画として決定いたしました。

また、平成31年2月14日の平成31年第3回教育委員会定例会において御審議いただき決定しました、都立高校改革推進計画新実施計画第二次におきまして、新実施計画に基づく取組を継続するとしております。

都立高校改革推進計画新実施計画策定後の、夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、平成28年から令和3年度までにかけて、募集人員は722人に減っておりますが、第一次募集の応募倍率は平成28年度の0.38倍から、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍、平成31年度は0.37倍、令和2年度は0.34倍、令和3年度は0.30倍と推移してお

ります。第一次募集の応募者数は、平成28年度の912人から、平成29年度は799人、平成30年度は794人、平成31年度は655人、令和2年度は587人、令和3年度は519人と減少しております。このように、夜間定時制高校の入学者数の減少は顕著となっており、多様化する生徒や保護者のニーズに応え、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校に入学を希望する生徒をより多く受け入れられるよう、チャレンジスクールの新設やチャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大とともに、一部の夜間定時制課程の閉課程を行うとする計画に基づき、定時制課程の改善・充実を着実に推進してまいります。

こうした状況を踏まえ、平成28年2月の新実施計画策定に際して御審議いただきましたとおりの内容で、既に教育委員会において方針が示されている案件として、資料にあるとおり、事務局にて回答させていただきます。

なお、平成28年10月13日の教育委員会において、4校の夜間定時制課程の存続を求める請願に、平成29年10月19日の教育委員会において、雪谷高校定時制の募集継続を求める請願に、平成30年10月11日の教育委員会において、江北高校定時制の募集停止の決定を行わないことを求める請願に、令和元年10月10日及び令和2年10月8日の教育委員会において、小山台高校定時制の生徒募集を継続して存続させることを求める請願及び立川高校定時制を閉課程とした教育委員会の決定を見直し、立川高校定時制の生徒募集を継続し存続させることを求める請願に同様に対応したことを御報告させていただきました。

小山台高校及び立川高校の定時制課程の閉課程につきましては、都立高校改革推進計画新実施計画第二次におきまして、閉課程の時期を未定としており、都立高校改革推進計画新実施計画第二次の着実な実施により、チャレンジスクールの新設等を行い、その進捗（しんちよく）や、夜間定時制高校の応募率の推移などの状況を考慮しながら、閉課程の時期を決定してまいります。

なお、令和4年度につきましては、小山台高校定時制及び立川高校定時制は、令和3年度と同様に生徒を募集いたします。

第89号議案及び関連する報告事項（1）の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。

一番最初の請願ではない方の元のPDFを見せていただけますか。お尋ねしたいのは、インフルエンザ等学校感染症のところなんですけれども、これというのは、あらかじめこのくらいは募集人員の中に、インフルエンザ等学校感染症罹患（りかん）等に関する募集人員を定めるとありますから、内数として定めるということなんだと思うんですね。そして全体として、予定した人数を採るということだと思うんですけれども、今回まだ受検するであろう15歳の2回目の接種が終わりきっていないことから、これに該当するお子さんがどのぐらいいらっしゃるかということの見積りが非常に難しい状況に今あると思うんですけれども、どうやってシミュレーションして、募集人員を定めるのか、概略を差し支えない範囲でお話いただければと思います。

【都立学校教育部長】 先生の御指摘のとおりでございます。基本的に今の段階でどれぐらいの生徒さんがどの学校で罹患をして、受検ができなくなるかという見込みは立てられないと考えております。したがって、これに関しては昨年度設定するに当たって検討をさせていただいたのと同じにしておりますが、基本的には追検査と追々検査という2回の機会があるという前提で、1枠1枠を内数として残し、そこにエントリーをしていただいて受けていただくという形を想定しております。

【新井委員】 その場合、センター入試の場合は、本試験と追試験と、去年初めて追々試験をしたんですけれども、全然やはり分布が違っているんですよ。だから、同じような生徒さんかどうかというのが分からない点もあるので、そのところは、でも本試験を受けた、追試験を受けた、追々試験を受けたという人数が確定したら、それで案分配分をするという認識でいいですか。

【都立学校教育部長】 そういう形に設定をしていくのは非常に難しいことから、つまり本来設定をしていた日にちに受けている生徒さんに合格を出すということと、トータルの定員との関係があるので、例えばA高校でこの追検査を受検する可能性があることの申請をしていただく形になるんですけれども、そういったお子さんがいな

ければ、この内数は元々の定員と同じ扱いをして、その中で合否を決定してまいります。逆に、一人でも追検査を申請する可能性があれば、その1の定員枠は残した上で、合否を判断していくと、そのような形で制度を設計してございます。

【新井委員】 その場合は、ほかに、完全合格ではないけれども、何と云うんですか。

【都立学校教育部長】 都立学校は試験の間隔が非常に狭く、何回も試験をいろいろやる関係があつて、なので補欠という形ではなくて、合格数は一度打って、その中で辞退される方も見込みながら合格を打たせていただいております。

【新井委員】 なるほど。分かりました。すごく難しいですね。計算がすごく難しいので、どうされるのかなと思いました。

正確な数はいいんですけれども、昨年実績というのは、昨年は珍しく追試験が少なかったのではないかと私は思っていて、理由はマスクを皆さんが着用していたので、インフルエンザで休む方が少なかった。なんだけれども、今年はコロナで、しかも昨年度は10代はコロナの罹患者が少なかった。なので高校入試はそこまで影響がなかったけれども、今年はそうではないと思われることから、一つはインフルエンザの抗体がない人が増えているという可能性が指摘されていることと、コロナの新型のものが10代にも感染をするということから、去年とは違う状況になるということは想定を一応しておかないといけないかなと思いますので。その辺りは、今、感染者が減っていますけれども、この後どうなるかも分からないので、2月までどうなるか分かりませんから、その辺りは注視しながら、不平等がなるべく出ない、完全に出ないというのは難しいと思うんですけれども、不平等が出ないようにシミュレーションをしっかりしていただくのがいいかなと思います。

【都立学校教育部長】 昨年度でございますが、全日制で13校、定時制で2校、15校について追検査の申請があり、実際に受検した生徒さんは、全日制で13人、定時制で1人という状況でございました。追々検査の申請はございませんでした。昨年度の時点でも、感染状況と、それから濃厚接触者等に関してはPCR検査を実施して、陰性だったお子さんについては別室での受検を認めるという形でやらせていただいたので、対象者が非常に少なかった、私どもが想定していたよりも比較的少数で済んだと

いう経緯がございます。

また、インフルエンザに関しては、この追検査の制度は30年度からやっているんですけれども、例年数名程度にとどまっておりますので、これで運用するのでよいのかなと考えているところでございます。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 請願の方について読ませていただきまして、非常に定時制高校2校を存続してほしいという都民の方々の声という、拝読するとやはりすごく学校に対する思いというのを強く感じるところです。ですので、本当でしたら続けられればいいんだなということはずごく思うんですが、同時に先ほど御説明にあったように、チャレンジスクールは大分倍率が下がってはまいりましたけれども、まだ完全に全ての希望者を受け入れることができているわけではない。その一方で、定時制の方の倍率というのを考えたときに、どうしてもどちらかを選択をしなければいけないという中で、チャレンジスクールをつくって、そちらを希望する生徒さんをできるだけまずは入れるということが大事なのかなと考えております。

その意味で、どうしてもこの閉課程というのは仕方がないかなと判断するんですけれども、請願を毎年読ませていただいて、毎年議論していることではあるんですけれども、例えばこれまでは多文化共生教育、ほかのチャレンジスクールや定時制でも多文化共生に配慮したような教育というのはやっているということではあります、体系的に取り組んでいる定時制というのはここしかないんだということで、請願が出ていることを考えると、もう少し体系化した多文化共生プログラムを作って、この小山台で積み重ねてきたものを継承するようなものが、もう少し目に見える形で作られる必要があるのではないかなと個人的には強く感じます。もちろん、今の単位制等の中でそういう教科を取れるようにしたりはしているけれども、確かに学校全体として、それをプログラムとして目に見える形で提示しているかということ、ちょっと限られているところがあるのかなと思いますので、そこについてはやはりもう少し積極的に学校の方で検討いただいて、ここで積み重ねてきたものを継承する、毎年毎年継承する

という話はしていますけれども、もう少し具体的に、こういう形で継承するんだということが、目に見えるような形で提示されることが必要じゃないかなと思いますので、是非そのところは御検討いただきたいなということでお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 頂戴した御意見も踏まえて、引き続き取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかに。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 すみません、また前の表に戻ってくれますか。

両国高校と大泉高校が募集停止をするということで、後の方で附属中学校の方で募集人員を、160人という他校と同じようにするという。ほかの附属中学校のところは、確かもう既に募集停止をしていたんですよね。ということは、今回で、これで全校、中等教育学校も含めて、形としてはそろそろという、そういう形になるわけですよね。

【都立学校教育部長】 3年間かけてやっております、今年度の4月に入学している子供たち向けの昨年度の入選で、富士高校と武蔵高校の募集停止をして、中学の方で募集数を増やしています。今回、両国と大泉に同じ措置をやりまして、白鷗はその次ということになりますので、来年度で完成でございます。

【遠藤委員】 形の上ではそういうことだと思いますけれども、この問題というのは、前から議論されてきたことなわけですが、一方で附属中学の形と、それから中等教育学校の形、都立学校において二つの形が通った。これはある意味ではトライアルだったと思うんですよね。それで、結論として、何年かたって、附属中学校方式あるいは高校段階で募集をするということに何か支障が出てきたんだと思います。その前の議論の中でも、結局、中学受験でずっと一貫して高校まで行くのと、途中から高校入試で入ってくる、それが高校段階で同じ授業をしていく中に、何か支障が生じたのかなと、あるいは支障が生じたということであろうと想像しています。

それで、今後のことも踏まえて、非常に教育的な観点から、何が起こったのか、失敗とは言いませんけれども、なぜこういうことが起こったのか、結局何年かたって附属中学校方式と中等教育、例えばこの今回の両国高校、大泉高校にしても、来年募集停止して、1年生は中学校から上がってきた子になるわけですよね。それで、2年と

3年生が高校受験で、同じ学校の中でそういう生徒の質とといいますか、対応が違っているわけですね。それで、あと2年たつと、高校入試で入ってきた子供たちが全部卒業してしまうということで、結果としては中等教育学校と同じ形態になるわけですね。そのときに、まだそういう状況に、例えば3年後になっても、附属中学校という名称を残すのか、その機を捉えて全て東京都立中等教育学校という形にするのか。そういう内容から見て、附属中学校という形を残しておくのはおかしいんじゃないかと。

だから、2つ御質問とといいますか、意見として、一つはその高校入試と中学入試と、こういう形で分ける方式と、一貫として中等教育学校、これはトライアルでやったんだと思います。それがこういう結果を導いたことについて、やはり検証はしていかなければいけないと思うんです。今後のためですね。こういうことが起こったのでこうだったという。そして、今度2年後3年後になったときに、中等教育学校と同じ形態になったわけだから、もう学校名も全部10校中等教育学校にすべきなんじゃないだろうか。形としてはそういう、全部中学受験から入ってくるわけですね。というような感想を、今回の件で、これで仕上がるんだとすると、そういうようなことも将来的に考えなければいけない。

要約すれば、過去を振り返ること、なぜこういうことになったのかということと、それから将来的な形はやはり整合性を取っていかねばいけないのではないかと、この2点、今回の募集を見て感じたことです。

以上です。

**【都立学校教育部長】** まず、1点目の課題や検証ということについてなんですけれども、今回のこの併設型の中高一貫校と言われている附属中学と高等学校の形式のものをどうするかということについて、先生の御指摘のとおり、二つの形態でやってきたものについて、ただ6年間通したプログラムにするのがいろいろ難しいですとか、あるいは高校から入っているお子さんと、それから中学から上がってきているお子さんの対応の課題に差があるとか、そういう辺りのことを踏まえて、前回の高校改革の計画を策定するに際して、附属の中学校から高校に全員進学する形に変更した方がいいだろうという課題、検証をさせていただいて、それで今回の方針が決まって、それ

に基づいて変更させていただいている、今、過程なわけでございます。したがって、これを変更して、またその結果としてどうだったかということは、改めてきちんと考えていく必要があるというのは、先生の御指摘のとおりかと受け止めております。

もう一つは、学校名のことなんですけれども、併設型中高一貫校と申し上げましたが、中高一貫教育校そのものは中等教育学校という形と高等学校の附属の中学校という形と、丸ごと制度上認められているところでございます。世の中にも高校と附属中学というのはたくさんあるところなので、名称を変更して体制を変更することが必要かどうかは、そこまでは必須の事項として検討を進めてきたということは正直ないのですけれども、逆にこのままで支障があるかということについては、支障はないと判断して進めてきたところでございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 都立学校にしても、定時制の高校にしても増減があつて、その対象になる生徒たちにとっては一生に一度のことなんです。ですから、その一生に一度のことで、進路指導の先生方が困っていないか、あるいは困ったことがなかったかどうかというのは、都教委として丁寧に対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 進路指導の担当者には、こういう毎年の内容と様々な変更点について丁寧に説明する機会を設けておまして、生徒向けの周知も含めて、今年度もしっかり取り組んでまいりたいと思います。

【教育長】 ほかに。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 先ほど遠藤委員が御指摘になられたことは、非常に大事なことだと思つていまして、なぜ今回附属中学校方式の募集を停止していくことになるかということ考えたときに、先ほど部長が御説明くださったことと同時に、いろいろな理由があると考えられるのかなと思つています。いろいろな問題があつたんですが、良い面と言うとちょっと言い過ぎかもしれないんですけれども、都立高校改革全体で見渡したときに、高校受験で都立高校の選択肢が一定数あるということで、あえて、例え

ば両国が最初定員に満たなかったときに衝撃を受けたりしたことがありますが、それは両国が悪いからとか、そこに問題があるから受けないというよりは、ほかの選択肢があるということで応募が少なかったという考え方もあったと思うんですね。そういう意味では、都立高校改革全体が進んでいる中での減少という捉え方もあるかと思えますので、必ずしも学校の中だけの問題ではないのではないかなとは感じています。幾つかの学校を訪問させていただいた中で、非常に意欲的な取組をされたりしてましたし、高校からの入学者に対する配慮というのが決して欠けていたようには感じないので、そういったことがあるのかなというのと同時に、一つ気になるのは、中等教育学校の方が非常にエリート校化し過ぎている。

エリート校であることがいけないわけではないんですけれども、単純に私立の中高一貫校の併願校になっているような気もしないでもないというか、ここは必ずしも厳密な分析をしているわけではないので、そこら辺を検証していただきたいなというか、元々いわゆる入学試験ではなく、適性検査をするということですが、それが結局入学試験になってしまっているというのも現状ではないかなと感じたときに、本当に都として、都立学校として、中高一貫で育てたい子たちを採ることができているかどうかというのを、いま一度検証して、入学検査の在り方を考える時期でもあるのかなということは感じております。先ほど申し上げたように、非常に学力の高い子たちが入ってきて、その子たちが今、大学入試で非常に高い成果を挙げたりしていることは、これは素晴らしいことではあるんですが、単純に私立の中高一貫校の併願校みたいな形でいいんだろうかというのが、やはり問題意識としてあっていいのではないかなと感じておりますので、その辺りを今後検討していただきたいなと思います。

**【都立学校教育部長】** 中高一貫校あるいはこの場で先生からの御指摘をいただいた、いわゆる中等教育学校につきましては、それぞれの学校の生徒像も明らかにしながら、独自のプログラムなども様々取り組んでいるところで、その魅力の向上ですとか、その周知といったことについては日々取り組んでいるところでございます。先生が御指摘されたようなことも含めて、引き続きしっかり取り組んでいくようにさせていただきます。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

新井委員。

【新井委員】 多様性の話を北村先生がおっしゃって、私もそうだなと思うんですけども、今、日本で長く働いていらっしゃるバックグラウンドが外国にある保護者の方のうち、日本にいらっしゃるときには既にお子さんがいらっしゃるんですけども、そのお子さんを連れて来日をされるのではなくて、地元の祖父母等にお預けになって、そしてこちらで生活基盤がしっかりできた頃、そして子供たちが中学校を卒業したタイミングで呼び寄せるということが、ケースとして非常に多いと聞いています。多分、東京都でもそういうケースというものはあるんだと思うんですが、東京都教育委員会が把握する対象になっていないということが、大きな社会問題になりつつあります。

都立高校では、基本的にこのタイプの入学試験を経て、あるいは中学校からの推薦等を経て、高校に入学するという以外にあまり方法論がないので、現地で中学校を卒業して、日本語が全くお話になれないという状態で来日された場合、多くの子が就労もできない、そして学業にも就けないというような状況に置かれることが多いと聞いています。そういうことというのは、長い目で見て、都において良いことだとは思えないんです。そういう方は今後も増える可能性があります。

私は、もう高校は95%以上が入学しているということは、希望をする人はほぼ高校というものに行くという、ある意味前提になっていると思うんです。ただ、法律的には義務教育ではない。そういう中で、漏れてしまっているそれなりの人数がいる方たちを、どういう形で教育をして、日本社会に参画するときに労働をしていただいて、自己肯定感を持って日本でお住まいいただくかということは、今、実は都の教育委員会のスコープから外れてしまっていることだと思っており、そのことというのは、今この場で、この高校の定員のことでは考えるべきところではないとは思いますが、このことについては問題意識を持って、まず実態調査をして、そういう方たちをどういう形で、例えばチャレンジスクールとかいろいろな方法で受け入れ得るのかという方法論は考えていただくことが、都の将来のために必要なことではないかなと思っています。

以上です。

【都立学校教育部長】 東京都としてもというか、事務局サイドとしましても、海外帰国生徒と、それから在京外国人生徒という観点で、高校への入学について配慮が必要であるという認識の下、入学者選抜の機会を海外帰国生徒や外国人の、東京に居ないとそこはできないものですから、在京外国人の生徒さんということを対象に、学校数や規模を拡大して年々取り組んでおります。

また、入学後についても、そういった学校あるいは当該者の入学者選抜のこの枠でなくても、学校に入られた生徒さんで必要な生徒さんには、様々な支援の施策をするという形で、今は取り組んでいるところでございます。引き続きその部分は進めていきたいと思っております。

【新井委員】 ただ、それというのは、今、実際に住民票とかいろいろな方法で、お子さんがいるということを東京都が把握していないと、リーチできないことだと思うんです。例えば親御さんが普通に工場とかで働いてらっしゃって、そろそろ子供を呼び寄せようみたいに思っているという人たちがいるかどうかというのは、どういう方法でも今はリーチができない、学校にはいないわけだからリーチできないしということで、そういう方たち向けに何かリーチする方法論が今はないような気がするんですけども、間違っていますか。

【都立学校教育部長】 情報提供の方法としては、一つは私どものホームページということと、あと相談会をやらせていただいているということと、あとはNPOなどの支援団体と連携させていただいている事業が幾つかありますので、そういったところを通して、都立学校に入学したい場合にどうすればいいのか、相談先はどこなんだ、どういう制度なんだといった辺りの情報提供を、徐々にさせていただいているところでございます。

【新井委員】 そういう、特にNPOと連携をして、見えない数を早く把握をして、そういう方たちに教育が行き届いて、よりよい東京になっていける道筋をみんなで考えていければいいなと思っております。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかにございませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろ

しゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり御承認をいただきました。

また、報告事項（１）につきましても、報告として承りました。

## 第90号議案

令和4年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員等について

【教育長】 それでは、次に第90号議案「令和4年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員等について」の説明を、引き続き都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第90号議案、令和4年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず1の募集人員を定める学校・学部・学科について御説明いたします。

初めに、（１）視覚障害特別支援学校でございます。専攻科保健理療科は、あんまマッサージ指圧師を養成する学科でございまして、専攻科理療科はあんまマッサージ指圧師に加え、はり師及びきゅう師を養成する学科として、いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行っております。資格取得に向け、国から認可を受けた学級数、教育課程、施設・設備で教育しており、認可に基づいて昨年度と同様の募集人員を設定しております。昨年と同様、文京盲学校では保健理療科、理療科それぞれ2学級を設置して、16人ずつを募集し、八王子盲学校では保健理療科、理療科それぞれ1学級を設置して、8人ずつ募集いたします。

次に、（２）の聴覚障害特別支援学校でございます。

中央ろう学校は、大学進学を目指す中高一貫型の学校として設置しております。昨年度と同様、中学部で3学級18人を募集し、高等部で3学級24人を募集いたします。

次に、（３）の知的障害特別支援学校でございます。

高等部就業技術科は、知的障害が軽度の生徒全員の企業就労を目指す学科でございます。昨年度と同様に、永福学園、南大沢学園は10学級100人を、青峰学園は6学級

60人を、志村学園、水元小合学園は8学級80人を募集いたします。高等部職能開発科は、軽度から中度の生徒全員の企業就労を目指す学科でございます。昨年度と同様に、足立特別支援学校、港特別支援学校、江東特別支援学校ともに2学級20人、東久留米特別支援学校は4学級40人を募集いたします。

続きまして、2の募集人員を定めない学校・学部・学科についてでございます。

これらの学校では、各学校の障害種別に該当する障害のある生徒が入学を希望する場合、全員の入学を許可していることから、募集人員を定めておりません。令和4年4月から、立川ろう学校が知的障害教育部門の小・中学部と併置し、立川学園が開校することに伴いまして、高等部の生徒募集を立川学園で行います。名称につきましては、令和3年度第3回東京都議会定例会に付議しておりまして、こちらにつきましては公布されるまでは仮称の扱いとなるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】** 毎年お伺いしていて、きちんと覚えていないことなのでお恥ずかしいんですけども、確認をさせていただきたいんですが、募集人員を定めているところでも、基本的に希望して応募してきた生徒さんの中で受け入れられなかったというケースはなかったような記憶はあるんですが、そこについてどうでしょうか。

**【都立学校教育部長】** 知的障害特別支援学校につきましては、就業技術科、職能開発科それぞれ合格しないお子さんがおりますが、その場合は、就業技術科を合格しなかった場合に、職能開発科、あるいは職能開発科を合格しなかった場合は募集人員を定めない学校の方に通学できると、そういう形になっております。

**【北村委員】** ありがとうございます。お伺いして良かったです。ちょっと勘違いしていました。行き場のない子が出ないという仕組みになっているという理解でよろしいですね。そのことが非常に大切だと思いますので、そういえば昨年も同じようなコメントをしたような気がするんですが、どうしてもこの専攻科とか、あるいは就業技術科、職能開発科は、施設の問題だとかいろいろあると思いますので、あるいはそ

の子が本当にそこで学ぶ準備ができているかどうかということもありますので、希望者が単に入れるという話ではありません。ただ、その子たちが学びを続けられる機会はきちんと保障されているということですね。ありがとうございます。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 ちょっと不思議だなと思ったのが（１）と（２）の差なんですけれども、盲学校の場合は、鍼灸（しんきゅう）師とかはり師とか、そういう特定の職業に就かれることを想定していらっしゃるようなんですけれども、私は数学者なんですけれども、実は世界には天才的な全盲の数学者というのが何人もいらっしゃって、プリンストンの高等研究所とかにもいらっしゃるんですけれども、なので別に全盲だからといって、大学を目指さないということはないだろうと思うので、盲学校はどうして保健医療科か医療科なのかなという、ちょっと不思議だなと思ってお尋ねしました。

【都立学校教育部長】 この１の（１）で御説明している内容は、先ほど申し上げたような国家資格を取るということでの教育課程を設定しているものでございまして、例えば盲学校、ろう学校、ほかの学校も含めて、大学進学を希望するお子さんについて、そのこと自体が門戸を閉じられているわけでもございませんし、当然大学進学を目指すお子さんもいるということで捉えております。ですから、そういう意味では募集人員を定めない学部の方で、普通科の方で大学進学を目指すお子さんがいらっしゃると、そういう形でございます。

【次長】 普通高校にもいますよね。

【都立学校教育部長】 特別支援学校から普通高校に進学するお子さんももちろんいますし。

【次長】 視覚障害で普通高校に行かれて、大学進学という方も。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 北村委員の質問とあるいは重なるかもしれないけれども、募集人員を定める、定めないのは、実際定めていて、今までオーバーフローして、受けたけれども行き場所が、職能開発科から普通科というような御説明があったと思うんですけ

れども、例えば東久留米特別支援学校の場合には、もしオーバーフローした場合に行けない人たちがどうするのかというような。先週だったですかね、NHKのニュースを見ていたら、東久留米特別支援学校が紹介されていて、非常に職能開発と言いますか、そういうお子さんを持つ保護者が広くあのニュースを見たら、うちの子もここへ通わせられるのではないかというような、非常に内容のある中身だったものですから、そうすると、あのニュースを見ていたので、そういう子供を持っている親として、保護者が考えた場合に、40人の定員があることでオーバーフローする、そういうことになる。非常にいいことなんですよ。こういう都立学校、特別支援学校がこういう取組をしているというのを広く世の中の人に知ってもらおうということは非常にいいんですけれども、逆に言うと、そういう子供を持っている保護者の方はたくさんいると思うんですよ。ちょっと遠いけれどもうちの子も通わせたいという、あるいは可能なんだろうかというようなことが出てくるのかなと。ですから、オーバーフローした場合の、ほかのところに行ってもらおうということができないところはどうかという。あるいは、弾力的にそこは、今までの実績から、その辺の対応というのを考えておられると理解してよろしいでしょうか。

**【都立学校教育部長】** 就業技術科の設置以来、そういう就業技術科で行われている教育内容について、非常に理解が進み、応募される方が増える状況がある中で、就業技術科の校数を増やし、その後障害の程度も考慮して、職能開発科という新たな枠組みをつくり、ここも学校数を増やしてきているところです。

また、そのほかの募集人員を定めない知的障害の特別支援学校におきましても、就労支援というものについては、それぞれの学校で生徒の状況を踏まえて、きめ細かく対応しているところがございますので、今、先ほど申し上げたような三つの学校を選択と、あとそれぞれの学校で行われる教育活動の充実と、あとは今後のそういった学校の倍率等も踏まえた上での学校の状況については、引き続き検討していくことになるのではないかと考えております。

**【教育長】** 北村委員、お願いします。

**【北村委員】** ちょっととんちんかんなコメントになるかもしれませんが、ただ、先ほどの新井委員の御質問は実は結構大事な事かなと思うのが、どのぐらいの

ニーズなのかというのはよく分からないんですけども、今、盲学校とかは普通科しかないんですけども、都立高校には理数科とか、いろいろ議論しましたが、非常に優れた能力を持っている子が理数系で力を発揮するための勉強に集中できるような学科がありますが、どちらかというと、これまではやはりこの特別支援学校というのは、生活をする中で今後自立して生きていくために必要な力を付けるというところに、より重点を置いて、様々な保健医療科とか理療科とかつくってきたと思うんですけども、ですからどちらかというとそういう学力の高い子が、場合によっては通常の高校に行けばいいのかとか、あとは実際には盲学校の先生方が非常に個人的にそういう子に対して受験指導したりというのは伺ったりしているんですけども、もしかしたら組織的にそういう学科ができて、盲学校で学びながら非常に高いレベルの学習ができるようなということも、今後考えてもいいのではないかなということも少し思いましたので、今後の特別支援学校の在り方を考えていく上で、そういうことも是非御検討いただきたいなと思いました。

【都立学校教育部長】 御意見ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 やはり特別支援学校というのは非常に専門性が高くて、とても丁寧な指導とか教育ができる場所だと思います。それは、恐らく特別支援学校だけではなくて、小学校、中学校でも同じように教育をされていると思います。そのときに、特別支援学校に行けば、もうそこで終わりではなく、やはり普通学級に、ある程度の力があれば通常学級に戻れる、あるいは副籍を利用して行くとか、何かその特別支援学校の専門性を使って、地域の学校でも生活できる、学べるというような環境ができれば、高校にしても様々な選択肢が子供たちにはできるのではないかと思いますので、今後検討していただければと思います。

【都立学校教育部長】 特別支援学校と高校との連携とか交流といったことについては、従来から徐々に進めているところでございますので、引き続きどんな形ができるのかも含めて考えてまいりたいと思います。

【次長】 合理的配慮ということも重視されておりますので、通常の高校に障害が

ある方がお入りになったときに、十分な支援ができるようにということで、そちらの方については今もう最大限取組をしているところをごさいますて、またますますそれはやっていくべきであろうと思っております。それは小・中と特別支援学校という関係もそうですし、高校についてもよりそれが求められてくるという現状も把握しておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

【教育長】 新井委員。

【新井委員】 盲学校とデジタルとの関係について少し感じているところがあるので。

テキストのようなもの、今の教科書のようなものが、点字テキスト等が配布されているので、紙のテキストはいいんですけども、デジタル教材というのが実は盲者にとっては非常に厳しい。特にアニメーションであるとか、動画であるとか、そういうものは実はどんな方法を使っても、全盲の方にとって分かりやすい題材にすることが厳しいということが知られています。数式であっても文字列であっても、意味とかということも含めて、アノテーションを付与しようとするとなかなか大変なのに、動画とかになるとどうしようもないんですね。なので、今進められているGIGAスクールみたいなものの中の動画というようなものは、全盲の方とか、弱視の方とか、そういう視覚障害がある方にとっては実は非常に厳しい教材だということがあります。

教科書に関しては検定が行われていて、検定済教科書に対して、全盲の方向けのものというのが、こういうふうに作ればいいというようなことが、ガイドラインも定められているのでいいのですが、デジタル教材のように、自治体とか学校が、自己の判断で、保護者のあれでお買い求めになる、インクルーシブが同時に進むというようなことがあったときに、そういう教材が本当にいろいろなレイヤーの障害のある方にとって配慮が十分になされているかということを見ると、どう考えても今は業者任せで、一切配慮がなされていないと認識しています。例えば色の使い方にしてもそうですし、動画が早く動くということに関して、パシャパシャと見えることに対する脳に対する負荷であるとか、そういうことは何もガイドラインが定められないで、業者任せになって、その教材をどれを採択するかということも、学校と自治体任せになっていると思うんですね。その部分というのは、結構もうちょっと研究を教育委員会で

して、インクルーシブを進めながらデジタルも進めるということであれば、こういうふうな教材でないといけないねという、ある程度のガイドラインを作っていくという必要があると思います。

【指導部長】 確かに教科書の方は検定済みでありまして、ただ検定済みでもいろいろ工夫がもっと必要かと思imasので、その辺は今後少し考えて、どういうものか、いいのか、よりどうなっていくのが望ましいのかというのは、我々の方でも考えていきたいなと思っております。

【新井委員】 これから考えていきたいということは、今まで、もしかして考えないでG I G Aスクールに入ってしまったということですか。

【次長】 先生が御指摘を今してくださった、アニメーションをどうやってデジタル化していくかというのは、非常に高度な難しい問題で、具体的にそれがすごく進んでいる段階ではないと思いますが、おっしゃるとおり、電子教科書にすることにつきましては、東京都は先行的に国と一緒に研究をしてやっております、ですので業者さんが作った電子教科書だけではなくて、様々な団体さんと工夫をしてやっているという現状がございますが、アニメーションについては高いハードルですので、しっかり研究していきたいと思っております。

【新井委員】 電子については、数式であるとか、表であるとか、そういうのをどういうふうに読み上げさせるかとか、どういうふうに電子化するかというのが、大変よく検討されていると思うんです。バーっとやってきたこのG I G Aスクールに乗っている教材について、いちいち全部について電子化するという事は、コスト面でも、ボランティアの方でも難しいし、あとは理論的にも一体どうすればいいのか、情報研でも分からないことなので、多分プロが誰も分からないという状況だと思うんです。だけどG I G Aスクールは来てしまいました。普通の先生方は、インクルーシブにまで十分に配慮がないまま教材を選んでしまっているという現状があると思imasので、その辺は十分な配慮、あるいは注意が必要かなと思imas。都教委の方から、教材を選ぶに当たって、インクルーシブに十分配慮して、こうこうこうであるようなものを選ぶようにという、少なくとも注意喚起とかというのは必要だろうと思imas。

【教育長】 特にデジタルと特別支援教育のところでは、障害種別ごとに、本体よ

りも接続機器とか、表現するときの間に入る周辺機器のところが非常に大事だというのがあって、今、我々そこはやっていますけれども、確かにその先のコンテンツのこのところは、デジタル教科書の研究をする中で、そういう視点を持って進めていかなければいけないと思いますので、多分細かくそういう研究を進めていかなければいけないと思いますので。ありがとうございます。やってまいります。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見等ございませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

## 報 告

### (2) 感染症対策取組強化月間の取組について

【教育長】 次に報告事項(2)「感染症対策取組強化月間の取組について」の説明を、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告事項の(2)感染症対策取組強化月間の取組について御報告いたします。

資料2に沿って御説明いたします。

8月26日の教育委員会におきまして、新型コロナウイルスのデルタ株に対する感染症対策が求められる中で、夏季休業明けから9月末までを対策強化月間と位置付け、集中的に取り組む旨の御報告をいたしました。本日は、この月間における取組の状況について御報告申し上げます。

まず「1 分散登校や短縮授業等の実施状況」でございます。

時差通学は、都立高校、中等教育学校の全校235課程で実施をいたしました。その上で、短縮授業やオンラインを活用した分散登校などの実施状況を表にまとめてございます。表の見方といたしましては、左側表側に高校全日制等の課程の区分を記載してございます。表頭にある時差通学のみ、時差通学に加えまして分散登校、短縮授業

を組み合わせ実施した学校の区分に従いまして、該当する課程数を記載してごさいます。

次に、「2 オンライン等の活用状況について」でございます。

9月のシルバーウィーク中の3日の授業日には、全ての全日制都立学校におきまして、学校には登校せず、オンライン等を活用した授業等を実施しました。具体的な取組状況を表にまとめてございます。左側表側の区分ごとに御覧いただきますと、同時方向の授業又はショートホームルームの実施状況は100%となっております。表の右半分にあるゴールデンウィーク中の実績と比較をしていただきますと、5月の実施率88.3%から大きく上昇していることが分かります。また、授業によりましては、同時・異時単方向での実施や、学習支援ソフトの活用など、様々な方法を組み合わせるなどし、デジタルを活用した教育が進んでいる様子が伺えます。

次に、「3 密を避ける活動の徹底」として、学校行事の様子をお示ししてごさいます。一番左側の体育祭の写真は、生徒がマスクをして、一人一人の間隔が密にならないように工夫をした上で、綱引きの競技を行っている様子です。また、応援する生徒も、声を出さずにうちわを使って気持ちを表現しています。右側の文化祭は、来場者を入れずにオンラインで文化祭の様子を配信した中等教育学校のホームページでございまして、生徒たちの発表の様子をライブ配信等で紹介してごさいます。各学校とも、基本的感染症対策を徹底した上で、工夫をしながら学校行事を実施してごさいます。

「4 感染症対策の実施状況」には、この間の取組を御紹介しております。

都立学校の新型コロナウイルス感染症対策等と学校運営に対するガイドラインにつきましては、デルタ株対策を踏まえて、取組を強化した上で、東京iCDCの賀来先生を始め、感染制御チームの専門家の先生方に内容の確認をお願いし、頂きました意見を踏まえて改訂してごさいます。

ガイドラインでは、教室等での常時の換気を基本としましたが、下の写真の右側にありますように、効果的に換気ができますよう、新たに普通教室にサーキュレーターを2台ずつ配備するとともに、換気効果が確認できるよう、CO<sub>2</sub>測定器を1台ずつ設置してごさいます。また、感染防止効果が高い不織布マスクを各学校に配備し

まして、必要に応じて配布をしてございます。

下の左側に掲載しております、アプリを活用した日常的な健康管理については、引き続き活用していきます。各学校にPCR検査や抗原検査の簡易キットを措置し、必要に応じて検査が可能になるようにしてございます。これらの検査の使用実績は、下の表のとおりとなっております。

3ページ目は、参考資料として都立学校の感染状況を示してございます。都立学校の新規陽性者数は、市中の感染動向と同様に、8月16日の週の447人をピークに減少に転じておりまして、10月4日の週は9人と1桁となっているところでございます。

報告は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

**【秋山委員】** 感染症強化月間の取組について、ありがとうございました。オンライン等の活用の状況で、シルバーウィークのところはかなりオンラインが活用されてきていて、良い状況ではなかったかと思えます。ここの月間が終わった後にはどのようになっていくかが気になるところで、せっかくこのオンラインが活用されたのを、やはりこのまま使っていただきたい。なぜならば、学校になかなか行けなかった子供たちも、このオンラインで朝の会に出たりとか、それからそれをきっかけに学校に行けたりし始めていました。ですので、このオンラインというのは非常に役立ったと思っていますので、月間が終わった後も是非また使っていただきたいなと思えます。

**【教育政策担当部長】** まずは私の方から総括的に申し上げ、必要があれば担当の部長から補足をさせていただきます。

このシルバーウィークのときのオンライン等の活用率が、ゴールデンウィークのときよりも上昇しているのは、やはり日常的な活用が進んできた証左であると思っておりますので、引き続き取り組んでいくというところかと思えます。

ほかに追加があればよろしく申し上げます。

**【指導部長】** 確かにオンラインの活用がすごく上がったということで、学校の意識も高まり、また子供たちも意識がすごく高まっております。やはりこれからの教育、

学習の中で、ハイブリッド的に使うということは大事でしょうし、どういう形でできるかというのはまた今後検討なんですけど、継続していきたいと思います。ただ、その際やはり、ただオンラインで、家で見ているだけにならないように、家で例えば授業を受ける方も、質がきちんと担保されるような形のものは今後開発しなければいけないかなとは思っています。

【秋山委員】 ありがとうございます。学校に行きたがらなかった子供たちが、本当にこれをきっかけに学習できるようになったということは良かったと思いますので、引き続きハイブリッドをやっていただければ助かります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(3) 「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

【教育長】 それでは、次に報告事項(3)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、指導部長から御説明をお願いいたします。

【指導部長】 報告事項の(3)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、御報告させていただきます。

この調査は、毎年度、文部科学省が全国全ての小・中・高・特別支援学校等を対象に実施しているものでございます。例年、教育庁指導部では、都内公立学校のデータを一部抜粋してまとめ、文部科学省が全国の結果を公表する日に合わせて公表することとしております。本年の公表日は、テレビ・ラジオの解禁が昨日、新聞の解禁が本日となっております。

画面3にありますように、項目が調査内容となっており、その調査結果について、詳細版を机上に配布させていただいております。本日、基本的にはタブレットの概要版に沿って説明をさせていただければと思っております。

それでは、まず暴力行為についてでございます。

発生件数、タブレット内2ページの中央のグラフを御覧いただければと思います。発生件数の合計は、紫色の一番右側の部分、1,784件でございます。前年度より571件減少いたしました。校種別に見ますと、小学校はオレンジ色の部分930件で、前年度より110件減少、中学校では赤い部分843件で、前年度より453件減少、高等学校では青い部分11件で、前年度より8件減少しております。

小学校の発生件数は、ここ近年増加傾向にありましたが、令和2年度は前年度に比べて減少いたしました。その背景につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による学校の休業や、児童等の関わり方の減少が一部関係していることは考えられます。

これらに加え、こちらのページの下表になりますが、令和2年度小学校のところを御覧いただければと思います。暴力行為が発生した小学校の割合は1,275校中207校で、16.2%となっております。8割以上の学校で暴力行為は発生しておらず、一部の学校で同じ児童が繰り返しているという状況も伺えます。

今後の対応でございます。以上の結果を踏まえ、今後も引き続き学校が予防・開発的な生活指導を推進できるようにするため、区市町村教育委員会の担当者等を対象とした連絡会において、自己指導能力の育成等、生活指導の意義について共通理解を図ってまいります。また、区市町村教育委員会が管下の学校において、暴力傾向のある児童・生徒の実態、一人一人が抱える課題やその背景等を把握し、適切な指導・助言ができるよう、効果的な取組事例を周知してまいります。また、学校が暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応を強化するとともに、関係機関等と連携した支援体制を構築できるよう、「学校サポートチーム」の効果的な活用について教師用指導資料等を用いて指導徹底を図ってまいります。これらの取組を通して、児童・生徒の暴力行為の未然防止に向けた指導を強化していきたいと考えております。

続きまして、いじめの状況でございます。

中央左のグラフを御覧ください。認知件数の合計は、紫色の一番右側の部分、4万2,538件で、前年度と比較すると全ての校種において減少しております。令和2年度に認知件数が減少した理由としては、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業

期間があったこと、分散登校等による児童・生徒同士の関わりが減少したことなどが考えられます。

次に、右のグラフ、解消率を御覧ください。解消しているものの割合は、紫色の一番右側の部分77%であり、前年度から7.1ポイント減少しております。いじめの解消を判断するに当たっては、少なくとも3か月を目安として、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害の子供が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を満たしている必要がございます。解消していないいじめが報告されている理由としては、令和2年度においては、コロナ禍で児童・生徒同士の関わりが減少したため、3か月を経過してもいじめが解消したと判断することはできないと考え、丁寧な対応と経過措置を行っている結果と考えております。

こちらは、いじめの発見のきっかけでございます。最も多いのが、小学校の紫色の部分、「アンケート調査など学校の取組により発見」でございます。中学校では、小学校と同じく紫色の部分、「アンケート調査など学校の取組により発見」でございます。高等学校になりますと、ベージュ色の部分、「本人からの訴え」が20件です。特別支援学校では、紫色の部分、「アンケート調査など学校の取組により発見」と、ベージュ色の部分、「本人からの訴え」となっております。なお、赤い縦の線の左側が学校の教職員が発見したもの、右側が教職員以外の情報により発見したものでございます。

こちらは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数でございますが、23件となっております。前年度より22件減少しております。この「重大事態」とは、法により、「いじめによる児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定められています。また、子供や保護者から申立てがあった場合には、学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態は発生したものとして、報告・調査に当たることとなっております。

次は今後の対応でございます。今後、特に全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会における多角的な検証により、いじめを確実に認知するとともに、「PDCAサイクルによる評価・改善」を通して、実効的ないじめ防

止対策を推進できるよう、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」や、ふれあい月間「教員シート」等の活用を促進してまいります。次に、多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する取組を推進してまいります。また、一人1台の学習用端末を利用して、他者を傷つけたり、いじめとなるような発言を行ったりすることなどのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるとともに、より適切な利用について、主体的に考えさせる指導を推進してまいります。

続きまして、小・中学校の長期欠席の状況について御説明いたします。

まず初めに、本調査における不登校の定義でございますが、1年間を通して連続又は断続して30日以上登校しなかった児童・生徒のうち、心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況としております。

スライド中央の表は、長期欠席の理由ごとの人数を示しております。下のグラフは、不登校児童・生徒数の推移でございます。上段右に記載がありますが、今年度の調査では、長期欠席者の定義を見直し、欠席日数にこれまで含めなかった出席停止・忌引等の日数を合算し、その日数が30日以上に変更されております。そのうち不登校を理由とした欠席者は、小学校で6,317人、中学校で1万1,371人で、小・中学校とも前年度より増加しております。

次に、不登校出現率・学校復帰率でございます。上段は不登校出現率のグラフになります。令和2年度は、小学校1.06%、中学校4.93%で、小・中学校ともに前年度より上昇しております。

下段の学校復帰率を御覧ください。不登校児童・生徒への指導の結果、ある程度継続的に登校する又はできるようになった児童・生徒は、小学校で28.7%で、小・中学校とも前年度より増加しております。増加理由としては、コロナ対応で学校再開をきっかけにしたことや、ICT機器を活用した学校等の働き掛けが挙げられると考えられております。

ここで、机上の詳細版になりますが、詳細版の18ページを御覧いただけますでしょうか。

この表は、不登校の児童・生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等についてまとめたものでございます。表の中心、二重線から右側が中学校、左側が小学校の人数等で、表の上部が学校外施設、下が学校内の機関ということになります。学校内外の機関等で相談・指導を受けた児童・生徒数は例年増加傾向にあります。表の最下部⑫になりますが、上記学校内外の機関と、いずれにおいても相談・指導を受けていない児童・生徒も増加傾向にあり、令和2年度では小学校が1,222人、中学校で2,897人、合計4,119人を数えました。東京都教育委員会では、この児童・生徒に対する支援を充実させることが重要だと、現在捉えております。

それでは、またタブレットの方に戻りまして、20ページ、こちらを御覧ください。

不登校の要因については、上段右側に記載があるとおり、令和元年度の調査から、学校、家庭、本人に係る状況全ての区分において、主たるもの一つを選択し、主たるもの以外に当てはまるものがあれば二つまで選択することとしております。グラフを御覧いただければ分かるかと思いますが、不登校の要因における主たるもの及び主たるもの以外に当てはまるものの合計から分かる傾向といたしまして、小学校では本人に係る状況の無気力、不安が最も多く、続いて家庭に係る状況の親子の関わり方、続きまして本人に係る状況の生活リズムの乱れが多くなっております。また、中学校においては、本人に係る状況の無気力、不安が最も多く、続いて学校に係る状況の学業不振、続きましていじめを除く友人関係の問題が多くなっております。

学校に係る状況8区分の中では、小学校では②のいじめを除く友人関係を巡る問題が最も多く、中学校では学業不振が最も多いというものでございました。

今後の対応でございます。大きく3点考えております。

1点目は、小・中学校全担任教員に配布済みの児童・生徒を支援するためのガイドブックの活用促進を目的とした研修キットを、本年4月に区市町村教育委員会に提供しております。このキットを活用して、区市町村立学校における不登校児童・生徒への支援充実を図ってまいります。

2点目は、引き続き教育支援センターの設置の促進や、機能強化を図る補助事業を実施し、区市町村教育委員会の取組を支援することと、不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、不登校特例校の設置を進める区市町村教育委員会を支援することに

加え、児童・生徒一人1台の学習者用端末を活用した支援方策について検討を進めてまいります。

3点目は、東京都学校・フリースクール等協議会による協議を通して、区市町村教育委員会や区市町村立学校とフリースクール等民間施設、団体との連携を強化してまいります。

続きまして、高等学校における状況を説明いたします。

左上の上段左になりますが、都立高校全体の長期欠席者数は前年度と比較して1,453名増加しております。長期欠席者数及び出現率でございますが、中段左の表にお示ししたとおり、長期欠席者の状況ですが、全日制では令和元年度から1,727人増加して3,875名、出現率は3.2%でございます。定時制では274名が減少して3,041人、出現率は29.3%となっております。

下段の表にお示ししたとおり、欠席理由としては、全日制では「その他」、定時制では不登校が最も多くなっております。なお、「その他」には原因が特定できないものに加え、分散登校を実施した場合、新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者となったりした場合、PCR検査を受けたり風邪症状があり登校しなかったりした場合に、「欠席日数」、「出席停止・忌引等の日数」を合わせて30日以上になった生徒が含まれております。

次に、高等学校における中途退学者の状況です。中段左を御覧いただければと思います。全日制では、令和元年度から365人減少して924名、退学率は0.8%となっております。定時制では306人減少して581人、退学率は5.6%となっております。中途退学の主な理由としては、下段の表にお示ししたとおり、全日制では「進路変更」、定時制では「学校生活・学業不適應」が最も多くなっております。

次に、原級留置者の状況です。中段右の表でございます。全日制は、令和元年度から35人減少して151人、定時制は16人減少して48人となっております。

今後の対応でございます。

1点目は、今後スクールカウンセラーや自立支援担当教員が行う校内での教員研修や保護者向けの講演会等の更なる充実を図ってまいります。

2点目といたしましては、ユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームや、現

在モデル事業として学校経営支援センターに配置されているシニア・スクールカウンセラー等、外部専門家による学校訪問等の機会を捉え、支援を要する生徒に対するきめ細かな相談に加え、家庭との連携・協力や保護者支援のための教育相談体制の整備、医療や福祉等との外部機関との連携や、社会資源を活用した対策の強化を進めてまいります。

最後になります。また机上の詳細版の方を御覧ください。30ページでございます。一番最後のページになります。

まず左側、自殺の状況でございます。令和2年度の自殺件数は、小学生が1人、中学生が8人、高校生が22人となっております。学校、家庭、地域の連携による、子供が安心して相談できる環境の構築に努めるとともに、ストレスの出し方に関する教育を推進し、児童・生徒にSOSを出す力、受け止める力を育ててまいります。また、子供の力を育むためには、自らの可能性に気付くことが何よりも大切であり、長期休業明けという時期を捉えて、全ての公立学校で意識的に子供の良さや成長を見つけて一人一人に伝える期間、エールウイークと私どもは名付けておりますが、設定し、自己肯定感を高める取組を行っております。なお、このエールウイークは、夏季休業明けと同様に冬季休業明けにも実施してまいります。

右側の表を御覧ください。こちらは小・中学校における出席停止の件数です。出席停止とは、学校教育法に基づく措置で、区市町村教育委員会が性行不良で他の児童・生徒の教育の妨げになるものについて、その保護者に対して命じる措置です。こちらは懲戒の観点ではなく、他の児童・生徒の教育を受ける権利の保障の観点から、最低限の日数で行うものとされております。これまで都内の小・中学校でこの制度が適用された事案はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

新井委員。

【新井委員】 暴力行為の状況を拝見しました。小学校は、昨年度はコロナで3か月ぐらい学校が休校になったということにもかかわらず、小学校でほとんど減

っていないということなので、今年度また上がるのではないかということが懸念されます。高校での暴力行為の数と、小学校や中学校の暴力行為の数の変化を見ますと、小学校とそれ以上の暴力行為の原因が異なるのではないかということが想像できます。つまり、小学校の暴力行為は主として、例えば発達障害等に起因する、集団生活の中で自分をコントロールすることがその年齢で難しいというようなお子さんが、繰り返しクラスの中の学びの環境を破壊するような行為などを起こしており、だから多分数として出ていないような、日常的にもいろいろと問題行動を起こしているだろうなということがこの感じから見えて、そのことが小学校の先生の多忙化につながっているのではないかなと感じざるを得ません。

その想像が正しければなんですけれども、それについては、親御さんも、別に家庭環境に問題がとかいうことではないので、大変悩まれていると思いますし、同時にそのクラスが、その子が出席停止にはなっていないはずなので、そのクラスになってしまった他の34人は、そういう状況に1年間耐えなければならないということもあって、それは34人の教育、学ぶ権利を阻害しているとも言えると思うんですね。そういうような状況というのを、単に出席停止にしない、繰り返しの暴力行為があってもそれを何とかして、先生とかで何とかしようとするというのは、ややこの人数から考えても無理があるのではないかなと思っており、もう少し専門的かつ、そういうお子さんというのはある割合で必ずいるということを前提として、そういう場合に、例えばその子の学習権も阻害しないけれども、残りの34人とか、先生方の働く環境であるとか、そういう権利ということも守っていくために、どういうふうな措置が必要なのかというのは、考える必要がそろそろあるのではないかなと思っています。

そういうことを専門に研究されていらっしゃる方はいらっしゃると思うんですけれども、例えば集団の中でなければそんな問題行動が実は出ないというようなときがあったとしたら、その子は例えばタブレットを持って別室からそのクラスに参加するということがあってもいいのかなと。それで、しばらくして集団活動ができるかどうかということを試しながら、インクルーシブにしていくというようなことも、このG I G Aスクールがある中でできないわけではないだろうということ、あくまでもみんな一緒に仲良くということ前提とした教育を無理に推進しようとする、この暴力行

為件数というのは、小学校が減らないと思うんですけれども、いかがでしょう。

【指導部長】 データ的には、確かに一部の学校あるいは何回も繰り返す生徒という話は現実的に伺っております。私どもの方で、そういったときに指導していく今の内容としては、例えばその学校は担任任せだけになってしまっていたり、結局孤軍奮闘して、一人で先生がやって、結局また同じことの繰り返しになってしまうという事例は複数件伺っております。現在、先生方もそういったところの専門家ではない場合もあります。そこで、今、例えば「学校サポートチーム」というのをつくっております。そこには医療の関係の方や福祉の専門の方などが集まって、あと保護者、あるいは民生委員の方等が定期的に集まって、具体的な事例等を検証しながら、どういうことができるかということを実践的に話し合っているようなことがございます。これは暴力ですけれども、いじめ防止対策推進法では、例えば、加害者と呼ばれる方を何回も何回も繰り返し指導していくんですが、その次のステップで、例えば別室でやるなど、そういった対応は規定されております。学校ですから、まずは組織全体で、学校全体で何回も何回も指導するということは大前提必要かと思いますが、そういった委員御指摘の点というのは、また考えていく必要があるかと思えます。

【新井委員】 指導を繰り返すというのは、指導というものが意味を持つときだけに意味があるんだと思うんですね。なので、例えば集団生活が、発達段階とか発達障害で今の段階で難しいというときに、こういうことをしては駄目なんだよとか、痛いことをしたらつらいんだよみたいな、そういう指導をしたからといって、それが修正されるわけではないと思うんですね。なので、少なくともまずやっていただきたいことは、暴力行為に関して、その暴力を起こしたお子さんの類型化、分類をしていただきたいです。つまり、発達障害等に起因するものなのか、それとも何か例えばバックグラウンドに起因するものなのか、それとも、ですから専門家が御覧になって、どういうことが理由なのかというのをある程度類型化して、分からなかったらその他でもいいんですけれども、そのことによって、これだけ小学校と中学校と高校では類型が違うんだなということになれば、働き掛けの在り方が科学的に異なってくると思いますし、専門的にこういうふうにした方がいいよと言ってくださるアドバイザーの方も異なってくると思いますので、件数だけではなくて、まず類型化をするというこ

とが解決の第一歩だと思うんです。

【指導部長】 個々の状況、それに沿っての指導となります。確かにバックグラウンドで何があって、例えば、御家庭の状況ですとか、そういったことをつぶさに調べながら、その子に合った形の対応をしていくということは大事になってまいりますので、委員御指摘のところは十分踏まえていきたいと思えます。

【次長】 新井先生御指摘のとおり、発達障害に起因するものも確かに、率としてどれぐらいかというのが今すぐには出てまいりませんが、小学校についても多いのかなというのは実態としてございます。それにつきまして、以前より御説明申し上げております、特別支援教室、巡回指導になりますけれども、そちらの方で指導するとともに、通常の学級に戻ったときにサポートを付けておまして、ただ一人につき一人という、それも終日ということにはなかなかないもので、サポーターがいない時間帯もございますけれども、そのサポーターを付けることによりまして、こういうときはちょっと落ち着こうねとって、クラスのはじっこで少しサポートしたりとか、そういった工夫をすることによって、その子がこういう場面ではこうしてはいけない、こうしなければいけないということを学んでいただくように、特別支援教育の中ではしているところで、そういう支援を付けなくても大丈夫になるようにすること自体が目的なので、その部分についてはしっかりやっていきたいと思えます。特に小学校が多いのは、その部分が多いと思えます。ただ、中学校の方も特別支援教室は全校設置できましたので、そちらでやっていきたいと思えます。それによって減ってくればいいんですけれども、昨年度がやはり高いところを見ると、上昇傾向にあるということは間違いないので、更に分析をして、どういう指導をしていけば落ち着いてくるかというのは、より取り組んでいかなければいけないと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 詳細な報告をありがとうございました。新井委員の今言われた発達障害に関してですけれども、学校現場で発達障害という診断は付けられないというところがあるので、分類するとしたら特性でしかできないかなと思えます。

今回、いじめや不登校と報告されましたけれども、これは子供たちの心身の悪化の

氷山の一角ではないかと思えます。東京都の方も、児童・生徒に支援するガイドブック、研修キットを今回活用して、非常に努力していただいているのは理解しています。しかし、まだ周知しきれていなくて、予防的などころにいていないのが現状ではないかと思えます。

これは情報提供ですけれども、昨日発表された東京大学と国立生育医療センター、それから東京都の医学総合研究所から、東京都内の4,000人の10歳の子供と、それから養育者、その親を対象とした大規模なコホート調査の結果が出ています。これは、一般的な子供が必要とする水準以上の保健医療サービスを必要とする子供がどのくらいいるかという調査なんですけれども、約12.5%が存在していたというふうな結果が出ています。子供の8人に1人が医療サービスを必要として、その親もストレスを抱えているというような調査が出ていますので、今回のこれよりももっとも困っている子供たちがいるというのが予想できます。そうしたときに、教育だけで、やはりこの子供たちを把握し支援できるかといったら、やはり今日ありましたように、医療・福祉、その他の外部機関とともに、子供全体を見るような視点での何か施策が必要ではないかと思えます。これはやはり今後のこういう調査を見ながら、子供たちにとって心身ともに良い環境をつくっていただけたらと思えます。

以上です。

**【指導部長】** これまでは、何か起きたときの相談体制ですとか、心を支える取組を充実してまいりました。確かにコロナ禍ということも関係しているかと思えますが、今後はやはり心を更に育まなければいけないということで、そういったところで施策を少し大きな視点でということは、今後は是非考えていきたいと思っています。

**【秋山委員】** 前回の定例会で北村委員がおっしゃった、みんながより良く、ウェルビーイングと私は言いましたけれども、やはりその視点で子供たちを見ていくというのにも必要かと思えます。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

**【新井委員】** もう一つ。

**【教育長】** 新井委員。

**【新井委員】** 現在、メディア等で報道されているようなことを考えますと、G I

G Aスクールで配布されたタブレット、情報端末を起因とするいじめというものも、今年度は増える可能性があるのではないかなと思っています。ですので、いじめに関して、やはり類型化というか、SNS等がいじめの場になっていないか、そのうち学校から配布されたタブレットがその現場の端末になっていないかとかということも把握していただくと、G I G Aスクールを今後進めていくに当たって、市区町村によってはIDとパスワードを全員子供は同じにするとか、あとは一切フィルタリングソフトを入れていないとか、区長等の判断でそういうことが行われていることがあると思うんですけども、東京都の教育委員会としてはこういうふうをお願いしたいということをするエビデンスとして、こういうことがあるのでこういうふうにしてほしいということをするためにも、いじめというのがどこで行われていたのかというのは把握する必要がありますのではないかなと思います。

**【指導部長】** 今回、一度9月に通知の方を都立高校と区市町村の方に出しておりますが、これまでもやっておりましたが、もう一度きちんと情報モラル教育を徹底するというので通知を出しております。現在、SNS東京ノートという、これは冊子なんですけど、全ての児童・生徒にお配りしております。そこには、SNSを介してこういうことを言うと相手はこう感じる、こういうことを書いてはいけないとか、注意事項なんかを子供たちが自分で書き込みながら取り組むような教材なんですけど、それを年間3回ということでやらせております。今後、やはりG I G A端末が入ってまいりますので、それを電子化して、二重的に意識させてやらせるような取組、それから新井委員御指摘のパスワード等については、基本的にパスワードとは何なのかということもきちんと教えて、相手に知られないようにする、あるいは推測、例えば誕生日ですとかにしないようにするということは、それは区市町村教育委員会や学校に対し、そういったことを徹底するよう通知を出したところです。エビデンスということなので、確かに都立学校で言うと、G I G A端末の中では、子供同士はチャット機能ができないようになっており、先生が管理する下でチャットができるようになっています。そのような事例も出しながら、きちんとエビデンスを取れるような形は取っていきたいと考えています。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。ありがとうございました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

10月28日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございませぬけれども、10月28日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室にて予定しております。

以上でございませぬ。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回につきましては10月28日に開催したいと存じませぬが、よろしゅうございませぬしょうか。

日程そのほか、何かございませぬしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時54分)